

第 7 6 号議案

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定
について

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例
災害派遣手当支給に関する条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1日につ き）	その他の施設（1日に つき）
(略)	(略)	(略)

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する**旅館・ホテル営業**の施設以外の施設をいう。

改正前

別表（第2条関係）

施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1日につ き）	その他の施設（1日に つき）
(略)	(略)	(略)

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する**ホテル営業又は旅館営業**の施設以外の施設をいう。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

